

障害者自立支援法の円滑施行に向けて

地域生活支援事業をより柔軟に（10月施行に向けた取り組み）

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざして、障害者自立支援法が平成18年4月1日に施行されました。

この法律の施行により、現在、市町村が行う障害者自立支援サービスは、大きく分けると地域生活支援事業(図1)と自立支援給付(図2)に分類されます。

当町では、地域生活支援事業を10月1日から図に示すとおり充実させ、個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な事業形態で、効率的・効果的な支援を行います。

自立支援給付利用の手続き (図2)

利用手続きの流れは次のとおりです。不明な点は、お問い合わせください。

○支給決定までの流れ

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

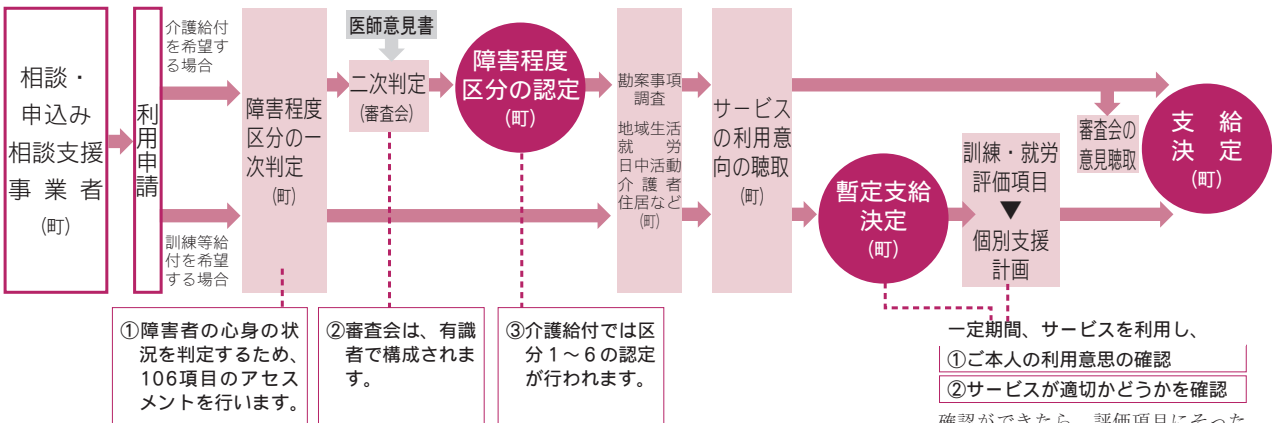
- ①障害者の心身の状況（障害程度区分）
- ②社会活動や介護者、居住等の状況
- ③サービスの利用意向
- ④訓練・就労に関する評価を把握

その上で、支給決定を行う。

町が行う地域生活支援事業 (図1)

- 相談支援
- 地域活動支援センター
(創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進)
- コミュニケーション支援
- 福祉ホーム
- 日常生活用具の給付又は貸与
- 移動支援
- 住居支援
- その他の日常生活又は社会生活支援

- 都道府県
- 専門性の高い相談支援
 - 広域的な対応が必要な事業
 - 人材育成 等

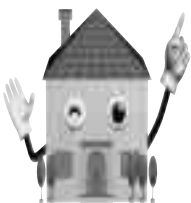


*制度に関することは、広報紙平成18年3月号に掲載しましたのでご覧ください (広報紙のバックナンバーは、町ホームページでも見られます)

問い合わせ 保健福祉課 社会福祉係 (志津川保健センター内) ☎46-5113

あなたの家は大丈夫ですか？

木造住宅の耐震化事業をご利用ください！



今、お住まいの住宅の耐震診断を受けて見ませんか？
町では、戸建木造住宅の耐震化を推進するため、次のとおり耐震診断などの助成事業を創設しました。
耐震診断を希望する方は、建設課または歌津総合支所産業建設課にお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ 建設課 都市住宅係 ☎46-1377
歌津総合支所 産業建設課 土木住宅係 ☎36-3926

【耐震診断】

- ◇対象建築物
 - ①昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅
 - ②在来軸組工法または枠組壁構法による木造3階建以下の住宅
- ◇自己負担額 8,000円～

【耐震改修工事】

- ◇対象建築物 今回募集の耐震診断を実施し、その結果、評点が1.0未満の住宅
- ◇補助額 対象工事費60万円を上限とし、2分の1まで補助します。